

概説と分析

本書で紹介した差別事件のみから今日の差別事件の全体像を説明することは困難と思われるが、紹介した事件の範囲内での特徴を考察していくことにする。なお、ここで紹介した事件のなかには、資料が掲載できなかったものもあることをお断りしておきたい。

①戸籍謄本等不正取得事件

行政書士・司法書士らが戸籍謄本等の不正取得により差別身元調査をおこなっていた事件などの発覚を受け、二〇〇六年九月に「探偵業の業務の適正化に関する法律」が制定されるとともに、二〇〇八年五月から「改正戸籍法」が施行された。戸籍は原則非公開となり、本人請求時も「本人確認」が義務づけられるとともに、第三者請求できる場合が限定され、委任状の提出・目的の記載など、条件が厳格化された。また、部落解放運動の働きかけで、各地の自治体で不正な第三者請求に対する本人通知制度の導入が進められたが、不正行為はいつこうにあとをたたない。

二〇一一年一月、職務上請求書を偽造して戸籍などを不正取得したとして、東京都内のプライム法務事務所社長や横浜市の興信所社長、司法書士ら五人が愛知県警に逮捕された。この事件では、一万件にのぼる戸籍などの不正取得の実態が浮き彫りにされ、二〇一二年に入って名古屋地裁がプライム社社長に実刑三年、興信所社長に二年六か月、司法書士に罰金二五〇万円を言い渡した。戸籍法違反、住民基本台帳法違反、偽造有印私文書行使の罪に問われていた横浜市の興信所社長への判決(三月二二日)で、名古屋地裁の佐々木一夫・裁判長は「個人情報をもとに有償で提供して利益を上げる仕組みを作り上げた。本人の知らないところで個人情報を売買して大量に流通させ、日常生活が脅かされる被害も生じた」と指摘し、「注文はすべてA被告が受けており、違法な手段で大量に流出させ、多額の利益を得た。事件の首謀者で厳しい非難に値する」と述べた。A被告は、二〇〇七年にも三重県の行政書士と共謀して五一一件の不正取得をおこない、三重県、神奈川県、横浜市から行政指導を受けていた。今回の不正取得事件は、行政指導を受けた直後からのもの。司法書士会が発行する職務上請求書を大量に偽造し、不正取得をおこなうなど、大規模かつ大胆に不正取得をシステム化していた。それによりストーカーや脅迫など数多くの被害が出ている。公判で、検察は「プライム社のNに働きかけたのはAであり、全国の依頼の三分の一くらいはAとプライム社がやっていたと見られる」と指摘した。

プライム社社長は「その八～九割は、結婚相手の身元調査と浮気調査だった」と証言したが、戸籍が身元調査に利用されたことは疑いない。また、プライム社に依頼した調査会社は、少なくとも二〇〇六年に制定された「探偵業法」では、一年以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金に該当するはずだが、誰一人処罰を受けていない。プライム事件では一万人が被害に遭っているが、被害者はいまだに不正取得されたという事実を知らされていない。不正に取得された個人情報が悪用されストーカーや脅迫、不採用、婚約破棄などに利用されても、その原因が分からないままに被害を受けているという現状で、これ以上被害を広げないため

に行政は被害者に「事実告知」をする必要がある。二〇〇五年の不正取得事件をきっかけに、福岡市や福山市、東京都八区では、不正取得された被害者に、不正の事実を知らせる「事実告知」をおこなっている。また、行政書士会や司法書士会など八士業会は今後、不正取得をおこなった者にたいして厳しく処分すべきだ。これまでの処分は、ほとんど三か月から一年前後の業務停止だけであったが、それでは甘すぎる。大阪ではじまった事前登録型制度を含めて、本人通知制度を導入している市区町村は、全国で二一九になった。埼玉、香川では全市町村が、大阪では三〇市町村が導入している。

山口県では、「法律にもとづいた本人確認をおこなわずに住民票と戸籍謄本を他人に不正発行した」などとして長門市が、二〇一一年八月二三日に前下水道課係長級職員と前市民課職員の二人を減給一か月(一〇%)の懲戒処分にしたと発表した。不正発行は、係長級職員の遠縁の男が六月に中国人偽装結婚事件で逮捕され、その捜査で発覚した。二〇〇九年一〇月に遠縁の男から住民票発行を依頼され、知人名で請求書を不正に作成、受けとった市民課職員が窓口に来た男に本人確認しないまま住民票を渡した。二〇一〇年三月にも同様に戸籍謄本を発行した。